

まちづくりの方針について

(1) 地域の特徴を活かした土地利用の基本方針

土地利用の基本方針は、現況の地区特性や将来の都市構造を踏まえ、居住や各種産業に対する適正なゾーニング、スポット（拠点）、エリアの設定を行います。

生活活力ゾーン 地域生活拠点や商業系・工業系の土地利用が多い地域を網羅する範囲。

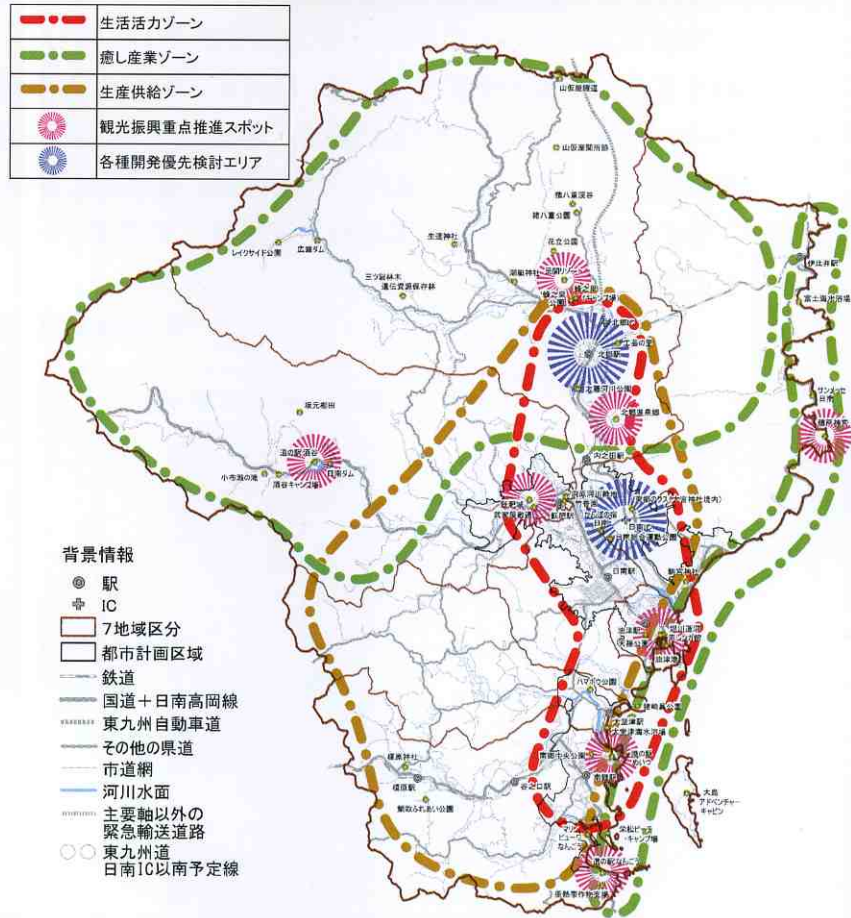
癒し産業ゾーン 豊かな自然環境を保全するだけでなく、第一次産業を「癒し産業」として活用する範囲。

生産供給ゾーン 農地や豊かな山林、営漁環境が広がり、安心・安全な食料を生産する範囲。

観光振興重点推進スポット 本市への観光客の維持・拡大を図るため、市内に多数存在する観光資源を周遊拠点とします。

各種開発優先検討エリア 東九州自動車道のインターチェンジが予定されているエリアは、開発や土地利用を検討します。

▼ 土地利用の基本方針図



▼ 基盤整備の基本方針図



(2) 基盤整備による骨格の形成

戦略的道路整備優先路線および港湾

本市が様々な分野で発展するためには、人の移動や物流が「安全に」「円滑に」「高速に」「広域に」行えることが重要です。そのため、戦略的道路整備優先路線として、東九州自動車道や国道220号、国道222号、益安線、園田平野線、平野線などの都市計画道路を位置づけ、整備を推進します。また、物流機能の強化や災害時等の対応のため、重要港湾油津港を県と連携し整備を推進します。

整備推進公園・緑地

未着手の都市公園については、整備方針を検討し、社会の経済情勢や市民のニーズに応じた整備を図ります。

公共下水道

豊かな自然環境の維持や市民の生活環境の改善のために、さらに生活排水処理等を進めることに努めます。